

## 大分大学医学部スキルラボセンター運営委員会細則

平成22年6月9日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部スキルラボセンター規程（平成22年医学部規程第1-4号）第6条第2項の規定に基づき、大分大学医学部スキルラボセンター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 委員会は、大分大学医学部スキルラボセンター（以下「センター」という。）の業務に関する事項について審議し、センターの円滑な管理・運営及び職員並びに学生の教育、研究及び研修支援に資することを目的とする。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理及び運営に関する事項
- (2) その他センター長が必要と認める事項

### (構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 卒後臨床研修センター長
  - (4) 医学教育センター長
  - (5) 基礎医学部会長
  - (6) 臨床医学部会長
  - (7) O S C E 専門部会長
  - (8) 看護教育部会長
  - (9) 医療科学教育部会長
  - (10) 地域医療学センター教授 1人
  - (11) 副看護部長（教育担当）
  - (12) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第10号及び第12号の委員は、学部長が指名する。

### (任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理の者を出席させることができる。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成22年医学部細則第1-4号)

- 1 この細則は、平成22年6月9日から施行する。
- 2 この細則施行後、最初に任命される第4条第9号及び第11号に規定する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (令和5年医学部細則第1-7号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。